

地域公共交通計画認定申請について (地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金)

<協議いただく内容>

国庫補助金の交付を受けて地域内フィーダー系統※の運行を確保・維持しようとするときは、本会議の議論を経て策定された地域公共交通計画に必要書類を添えて国に認定を申請する必要があります。国に対して計画の認定申請を行うにあたり、計画の策定について地域公共交通会議にて協議を調える必要があるため、記載内容について同意をいただくものです。

本市の路線バス7系統について、昨年度から引き続き、継続して補助対象系統として申請します。
また、国からの指摘事項への対応及び軽微な変更は事務局へご一任ください。

※一般には幹線（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバスや乗合タクシーなどを指しますが、狭義では、「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス交通・デマンド交通等を示します。

<関係資料>

- 補助制度説明資料
- 認定申請書、地域公共交通計画別紙、添付資料

地域内フィーダー系統の認定申請の概要について

1. 地域公共交通計画との関係性

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合は、地域公共交通計画に必要事項を記載する必要がある。

2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

※次項参照（国土交通省公表資料）

3. 補助対象者

丹波篠山市公共交通会議

※補助金は、丹波篠山市公共交通会議の口座に一旦入り、全額を株式会社ウイング神姫に支払い

4. 補助対象となる系統

- (1)草山温泉線（篠山口駅～西紀支所～草山温泉）
- (2)市原線①（篠山営業所～篠山警察署前・真南条上～市原）
- (3)市原線②（篠山営業所～真南条上～市原）
- (4)福住線（篠山口駅～篠山営業所・八上上町～福住）
- (5)柏原線①（篠山営業所～西紀支所～柏原駅）
- (6)柏原線②（篠山営業所～篠山鳳鳴高校・西紀支所～柏原駅）
- (7)柏原線③（篠山営業所～西紀支所・柏原駅～丹波医療センター）

- ※ (1)(4)は篠山口駅でJ R西日本福知山線と接続
- ※ (2)(3)は国道古市でJ R西日本福知山線と接続
- ※ (5)(6)(7)は柏原駅でJ R西日本福知山線と接続

5. 主な補助要件

地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載されていることを前提として

- ①一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ②補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ③新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ④路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること
- ⑤経常赤字であること

6. 補助率

補助対象経費の2分の1

※補助対象経費：補助対象経常費用と経常収益の差額

☆国庫補助上限額

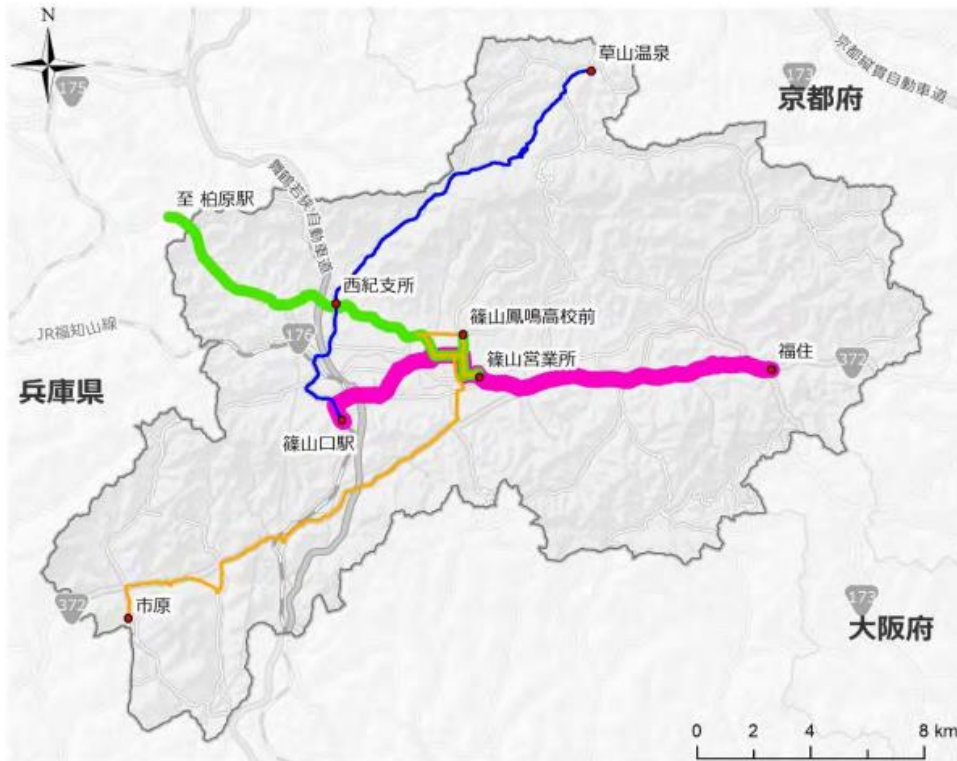
対象人口×90円+200万円

※国総地第193号令和7年12月25日付通知「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について」

7. 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

時期	内容
R 8. 6	R 9 計画認定申請
R 8. 9	R 9 計画認定
R 8. 1 0～R 9. 9	R 9 事業実施
R 8. 1 1	R 8 補助金交付申請
R 9. 2	R 8 補助金交付決定
R 9. 4	R 8 補助金交付

地域内フィーダー系統の認定申請系統の概要



凡例

- 篠山口駅～(西紀支所経由)～草山温泉
- 柏原～(西紀支所経由)～篠山営業所
- 篠山営業所～(城南小学校～国道古市経由)～市原
- 福住～(篠山営業所経由)～篠山口駅

位置づけ	バス系統
系統種別	地域内フィーダー系統
役割	丹波篠山市と隣接する南丹市、丹波市、三田市、加東市を結ぶ路線や篠山口駅、城下町から市内各地域を結ぶ路線で、通勤・通学の利用を中心に市民の日常生活を支える
対象路線における路線維持や補助の必要性	<p>○篠山口駅～(西紀支所経由)～草山温泉 旧西紀町エリアから幹線NWへのアクセスとして機能。西紀小、西紀中の児童生徒の通学に利用されている。</p> <p>○柏原～(西紀支所経由)～篠山営業所 城下町から柏原駅を結ぶ系統。丹波医療センターへの通院や大山方面から市内高校への通学等に利用されている。</p> <p>○篠山営業所～(城南小学校～国道古市経由)～市原 今田方面から幹線NWへのアクセスとして機能。城南小の児童や今田方面から市内高校への通学に使用されている。</p> <p>○福住～(篠山営業所経由)～篠山口 福住方面から幹線NWへのアクセスとして機能。また、篠山東雲高の生徒の通学に利用されている。</p> <p>上記4路線については、今後も継続的に路線を維持する上で、交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が求められる。</p>
実施主体	株式会社 ウイング神姫
区分・運行態様	4条乗合・路線定期運行

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダーシステム補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

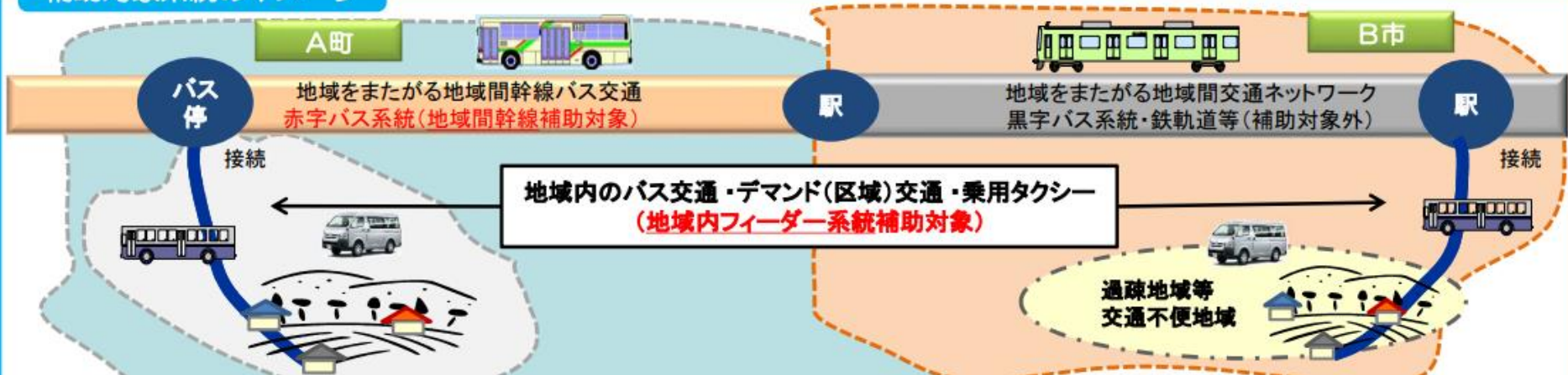
1/2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
- ・経常赤字であること

補助対象システムのイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 丹波篠山市地域公共交通会議
住 所 丹波篠山市北新町 4 1
代表者氏名 会長 野村 実

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年 月 日

(名称) 丹波篠山市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>丹波篠山市においては、大阪方面、福知山方面へ通じる鉄道および市の主要駅である篠山口駅と市の中心部である城下町エリアを結ぶバス路線 篠山営業所～篠山口駅線を軸に、市域内に路線バス、タクシー、デマンドバス、自家用旅客有償運送（交通空白地有償運送）により構成される公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これらの公共交通については、高齢者や障がい者、学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。しかし、利用低迷による収支悪化や運転士の確保が課題となっており、不採算路線は減便を検討せざるを得ない状況となるなど、日常生活を支える公共交通の確保・維持が極めて厳しい状況となっている。</p> <p>幹線交通の支線の役割を果たす系統のうち、特にJR篠山口駅～草山温泉線、篠山営業所～柏原駅線、JR篠山口駅～福住線、篠山営業所～市原線については、児童生徒の通学等に利用されている路線であり、これらを確保・維持していくことが必要である。</p> <p>また、地域医療の中核を担っていたささやま医療センターの診療科目が減少し、隣の丹波市にある丹波医療センターの役割が今後ますます大きくなるに伴い、そのアクセスとなっている柏原駅線の重要性も今後大きくなると考えられる。</p> <p>今後も通勤、通学、通院など日常生活の様々な外出における移動手段として、地域内や地域間を移動しやすい公共交通ネットワークを維持するという観点から地域公共交通確保維持事業を活用する必要性は高い。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>◆路線の利用者数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JR 篠山口駅～草山温泉線 利用者数 39,000人以上（直近実績 38,914人） 2. 篠山営業所～柏原駅線 利用者数 9,700人以上（直近実績 9,684人） 3. JR 篠山口駅～福住線 利用者数 11,000人以上（直近実績 10,923人） 4. 篠山営業所～市原線 利用者数 17,900人（直近実績 15,606人） <p>◆公的負担額（運行欠損額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JR 篠山口駅～草山温泉線 公的負担額 12,305千円以内（直近実績 12,305千円） 2. 篠山営業所～柏原駅線 公的負担額 14,355千円以内（直近実績 14,355千円） 3. JR 篠山口駅～福住線 公的負担額 1,714千円以内（直近実績 1,714千円） 4. 篠山営業所～市原線 公的負担額 1,315千円以内（直近実績 1,315千円）

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>JR 篠山口駅～草山温泉線、篠山営業所～柏原駅線、JR 篠山口駅～福住線、篠山営業所～市原線を維持することにより、児童生徒の通学や医療機関へのアクセスに必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通情報ガイドブックの作成・配布による啓発（市） ・イベント時の公共交通利用推奨による機会創出（市） ・小中学生や高齢者等を対象としたモビリティマネジメント（市・市民・交通事業者） ・系統や便数、運行ダイヤの見直し（交通事業者・市民）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表 1 参照</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>JR 篠山口駅～草山温泉線、JR 篠山口駅～福住線、篠山営業所～市原線については丹波篠山市が負担する。篠山営業所～柏原駅線については丹波篠山市内運行分のみ丹波篠山市が負担する。負担する額（運行補助金）については、運行事業者の経常損益額から国庫補助金を差し引いた額とする。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者からの実績報告による利用者数等の確認 ・収支状況及び公共交通の維持に係る公的負担額の精査
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5参照
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- R5. 3. 1 協議会開催（二法協議会化/地域公共交通計画の策定について）
- R5. 5. 30 協議会開催（通勤・通学部会、観光部会/直面している公共交通の課題について）
- R5. 7. 3 協議会開催（高齢者等部会/直面している公共交通の課題について）
- R5. 7. 3 協議会開催（公共交通計画進捗状況について）
- R5. 8. 14 協議会開催（高齢者等部会/デマンド交通について）
- R5. 8. 14 協議会開催（公共交通計画進捗状況について）
- R5. 9. 6 協議会開催（通勤通学部会/通勤通学における公共交通機関の利用促進について）
- R5. 9. 6 協議会開催（観光部会/観光シーズンの渋滞対策、交通拠点の整備について）
- R5. 10. 31 協議会開催（高齢者等部会/MM、交通資源の活用について）
- R5. 10. 31 協議会開催（公共交通計画について）
- R5. 12. 19 協議会開催（公共交通計画素案について）
- R6. 3. 4 協議会開催（公共交通計画について）
- R6. 3. 29 地域公共交通計画策定
- R6. 6. 10 協議会開催（地域公共交通計画の認定申請）
- R6. 8. 29 協議会開催（デマンドバス導入/コミバス・乗合タクシー休止について）
- R7. 6. 23 協議会開催（地域公共交通計画の認定申請/デマンドバスエリア拡大等）
- R7. 5. 26 協議会開催（地域公共交通計画の認定申請/自家用有償運送の許可更新等）

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通計画の策定にあたっては、会議のメンバーに市自治会長会、老人クラブ、PTA 協議会等公共交通機関の利用者層に関係する団体から参画いただき、利用者の意見反映に努めた。
- ・公共交通利用者の実態把握のため、利用者へのヒアリング調査及びアンケート調査を実施した。

20. 他市町の計画に位置付けない合理的な理由

篠山営業所～柏原線は、丹波篠山市、丹波市を跨り運行しているが、主に丹波篠山市から丹波市にある丹波医療センターへのアクセスとして丹波篠山市民の生活交通として必要な系統となっている。丹波市については、当該系統にかかる費用負担を行っておらず、地域内フィーダー系統確保維持事業の補助申請は行わない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県丹波篠山市北新町 41
 (所 属) 丹波篠山市 創造都市課
 (氏 名) 足立 和隆
 (電 話) 079-552-5106
 (e-mail) sozotoshi_div@city.sasayama.hyogo.jp

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	丹波篠山市
-------	-------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	39,611
交通不便地域等	22,218

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
17,093	旧篠山町(篠山、八上、畑、城北、岡野、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋)	過疎法第3条
1,316	旧北河内村(西紀中)	山村振興法第7条
657	旧草山村(西紀北)	山村振興法第7条
3,152	旧今田町(今田)	山村振興法第7条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和6年3月29日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
丹波篠山市	(株)ウイング神姫	(1) 篠山口駅～草山温泉線	篠山口駅	西紀支所	草山温泉	往 19.6 km 復 19.7 km	365日	1809回			路線定期運行	②(1)	篠山口駅でJR西日本 福知山線と接続	③
		(2) 篠山営業所～市原線	篠山営業所	篠山営業所・真南条上	市原	往 24.2 km 復 24.2 km	238日	238回			路線定期運行	②(1)	国道古市でJR西日本福知山線と接 続	③
		(3) 篠山営業所～市原線	篠山営業所	真南条上	市原	往 20.1 km 復 20.1 km	127日	127回			路線定期運行	②(1)	国道古市でJR西日本福知山線と接 続	③
		(4) 篠山口駅～福住線	篠山口駅	篠山営業所・八上上町	福住	往 18.5 km 復 18.5 km	365日	365回			路線定期運行	②(1)	篠山口駅でJR西日本 福知山線と接続	③
		(5) 篠山営業所～柏原駅線	篠山営業所	西紀支所	柏原駅	往 18.0 km 復 18.0 km	365日	1095回			路線定期運行	②(1)	柏原駅でJR西日本福知山 線と接続	③
		(6) 篠山営業所～柏原駅線	篠山営業所	篠山営業所・西紀支所	柏原駅	往 19.6 km 復 19.6 km	238日	238回			路線定期運行	②(1)	柏原駅でJR西日本福知山 線と接続	③
		(7) 篠山営業所～柏原駅線	篠山営業所	西紀支所・柏原駅	丹波医療センター	往 21.6 km	238日	238回			路線定期運行	②(1)	柏原駅でJR西日本福知山 線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。